

2019 年度 大学生海外留学奨学金給付制度 募集要項

公益財団法人 ぐんま赤尾奨学財団

「国際社会に通用する人材の育成を図る」という財団の設立趣旨に基づき、自身の将来の夢や目的を実現するために海外で知識や経験を身につけたいと希望する、群馬県内の大学および短期大学に在籍する学生に対し、その海外留学費用の一部を給付します。なお、本奨学金は特別な場合を除いて返済の義務はありません。

対象となる 留学・研修	<p>(1) 一般留学 海外の大学、短期大学又はこれに相当する教育機関（以下これらすべてを総称して「海外の大学等」と呼称する）において、正規の授業科目を履修することを目的とする留学。志願者の在籍大学との間で締結した交換留学協定に基づく単位取得のための交換留学を含む。</p>	<p>(2) 研修留学 海外の各種機関において実的な技能、経験、知識を身につけることを目的とする以下の留学。 ①語学研修 外国の語学学校等における語学学習を目的とする留学。 ②専門技能研修 専門学校や各種機関において、より高度な専門技能を習得することを目的とする留学。 ③社会体験研修 国際社会貢献を目的とするボランティア活動やインターンシップ研修等、社会体験研修を目的とする留学。</p>
	※(1)一般留学、(2)研修留学、いずれの場合も授業や研修活動が日本語以外の言語で行われることとします。	
留学期間	原則として3か月以上1年未満	原則として3週間以上1年未満
募集人数	3名	5名
留学奨学金	60万円	30万円
留学奨学金の給付時期	原則として、留学出発月の前月15日までに給付します。	
応募資格	<p>(1) 群馬県内の大学（4年生まで）もしくは短期大学に在籍する学生。ただし、留学終了時も在籍する者に限る。 (2) 日本国籍ないし日本永住権を有する日本在住者。 (3) 応募時の年齢が満30歳未満の者。 (4) 2019年7月1日から、2020年6月30日までに留学を開始する者。 (5) 留学先の国の言語に関して一定以上の実力を有する者。<u>語学検定等の証明書を提出すること。</u> (6) 受入先での活動に耐えうる心身共に健康な者。 (7) 留学終了後に規定の報告書類を提出できる者。</p>	<p>(1) 群馬県内の大学（4年生まで）もしくは短期大学に在籍する学生。ただし、留学終了時も在籍する者に限る。 (2) 日本国籍ないし日本永住権を有する日本在住者。 (3) 応募時の年齢が満30歳未満の者。 (4) 2019年7月1日から、2020年6月30日までに留学を開始する者。 (5) 留学先の国の言語に関して、留学により成果を期待し得るに足る語学力を有する者。 (6) 受入先での活動に耐えうる心身共に健康な者。 (7) 留学終了後に規定の報告書類を提出できる者。</p>

	(1) 一般留学	(2) 研修留学
応募方法	<p>応募書類一式を、必ず応募者が在籍する大学・短期大学の窓口を通じて当財団宛に提出してください（本財団に直接郵送もしくは持参することは不可とします）。</p> <p>応募書類の所定用紙は、当財団ホームページ (http://www.gasf.or.jp) よりダウンロードしてください。当留学奨学金の応募は、一般留学と研修留学を合わせて1校あたり3名以内の応募とします。</p> <p>応募書類は、必ず各学校の窓口提出してください。</p>	
応募書類	<p>(1) 申請書（所定用紙）</p> <p>(2) 留学・研修計画書（所定用紙） 留学・研修の目標、内容、計画を記入。</p> <p>(3) 自己推薦書（所定用紙） 活動実績および活動予定（400～800字程度） 学業ならびに各種活動の実績を記入。活動実績を説明する資料があれば添付すること。また、今後の研修活動予定・将来の目標についても記述。</p> <p>(4) 学校推薦書（所定用紙） 学部長、研究科長（担当教授を含む）が記入。</p> <p>(5) 在学（在籍）証明書 在籍する大学・短期大学が発行したもの。</p> <p>(6) 留学先受入承諾書 応募締切日までに入手できない場合は、後日の提出も可としますが、原則として、留学先受入承諾書を含む全ての応募書類を受け付けてからの奨学金給付となりますので、ご注意ください。</p> <p>(7) 成績証明書 在籍する大学・短期大学の発行する最新の成績証明書。但し、第1学年に在籍中で大学・短期大学の成績証明書が入手できない場合は、在籍した高等学校の成績証明書を提出のこと。</p> <p>(8) 受入先で使用する言語の語学能力を証明する書類（例：英検、TOEIC、TOEFL等の成績証明書等）</p>	<p>(1) 申請書（所定用紙）</p> <p>(2) 留学・研修計画書（所定用紙） 留学・研修の目標、内容、計画を記入。</p> <p>(3) 自己推薦書（所定用紙） 活動実績および活動予定（400～800字程度） 学業ならびに各種活動の実績を記入。活動実績を説明する資料があれば添付すること。また、今後の研修活動予定・将来の目標についても記述。</p> <p>(4) 学校推薦書（所定用紙） 学部長、研究科長（担当教授を含む）が記入。</p> <p>(5) 在学（在籍）証明書 在籍する大学・短期大学が発行したもの。</p> <p>(6) 留学先受入承諾書 応募締切日までに入手できない場合は、後日の提出も可としますが、原則として、留学先受入承諾書を含む全ての応募書類を受け付けてからの奨学金給付となりますので、ご注意ください。</p>
応募締切日	<p>2019年4月19日（金） 当日消印のあるものは有効とします。</p> <p>*この応募は在籍する大学・短期大学の窓口を通じての応募となります。応募締切日は財団への締切日となるため、各学校での応募期限については、必ず学校窓口を確認してください。</p>	
留学終了後の義務	<p>留学終了後30日以内に、以下の書類を提出してください。</p> <p>(1) 留学報告書（所定用紙）</p> <p>(2) 留学先が発行した成績証明書（出席証明書を含む）</p> <p>(3) 航空運賃および留学先大学等の授業料の領収書等</p>	
選考方法	<p>当財団の選考委員会における一次選考（書類選考）の結果を学校窓口を通じて5月21日（火）までにお知らせします。一次選考通過者に対し、5月26日（日）に二次選考（面接）を行い、6月上旬に学校窓口を通じて入選者に最終結果を通知します。</p>	

<p>その他</p>	<p>(1) 応募書類は返却しないものとします。なお、個人情報については厳正に管理し、奨学生の選考以外には使用いたしません。また、選考に漏れた方の応募書類については、選考後責任を持って粉砕処分いたします。</p> <p>(2) 書類は日本語または英語表記とし、それ以外の言語による場合には和訳文を添付してください。</p> <p>(3) 選考審査終了後の選考経緯・理由についての問い合わせには一切応じないものとします。</p> <p>(4) 本制度は学生の海外留学を費用の面で支援する制度であり、留学先の選定および決定、査証の取得、渡航、留学期間中の生活、学習、研修、帰国等、留学に関するあらゆる実際的な手続きは、すべて奨学生本人の責任に於いて行っていただくものとします。</p> <p>(5) 次のような場合は奨励金を給付しないものとします（すでに給付されている場合には返還していただきます）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海外留学・研修を修了しなかった場合。 2. 海外留学・研修終了後、提出すべき報告書等を定められた期限までに財団に提出しなかった場合。 3. 傷痍疾病などのために成業の見込がなくなった場合。 4. 反社会的行為や素行不良が認められた場合。 5. 奨学金を必要としない理由が生じた場合。 6. 在学学校で処分を受け学籍を失った場合。 7. 応募書類の記載事項に虚偽が発見された場合。 8. その他当財団が不相当とみなす事態が発生した場合。 <p>(6) 本奨学金は、特別な場合を除いて返済の義務はありません。</p> <p>(7) 他の奨学金、助成金等を受給していても応募可能です。</p>
------------	--

【 問い合わせ先 】

〒373-0852 群馬県太田市新井町 514-14
 公益財団法人 ぐんま赤尾奨学財団
 電話：0276-60-3450
 E-mail：info@gasf.or.jp
 URL：http://www.gasf.or.jp